

## 神奈川県森林整備業務成績評定採点基準

### (目的)

第1 この基準は、神奈川県森林整備業務成績評定要領第4の1に基づき、業務成績評定の採点に関し必要な事項を定めるものとする。

### (評定の方法)

第2 評定者は、業務成績採点表の「業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表(以下「審査項目別運用表」という。)」により行うものとする。

2 1件の契約に複数の工種が含まれる場合は、該当する工種を選択して評定を行うものとする。

3 1件の契約で、監督又は検査員が複数指定又は命令された場合は、評定者相互で協議のうえ行うものとする。

### (監督員の評定内容)

第3 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」、「技術力の発揮」及び「創意工夫と熱意・努力」について、審査項目別運用表により行うものとする。

2 「技術力の発揮」及び「創意工夫と熱意・努力」は、当該業務における実施状況を考慮して、担当課長等の意見を聞いた上で行うものとする。

### (担当課長等の評定内容)

第4 担当課長等は、「施工状況」、「社会性等」及び「法令等の遵守」について、審査項目別運用表により行うものとする。

2 「法令等の遵守」は、当該業務の施工に関し業務関係者の法令等の履行状況を考慮して行うものとする。

なお、本審査項目は、業務完了後において該当する事実が生じた場合も評定対象とするものとする。

### (検査員の評定内容)

第5 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、審査項目別運用表により行うものとする。

2 1件の契約に複数の工種が含まれる場合は、該当する工種を選択して評定を行うものとする。

### (評定点の算定方法)

第6 評定点の算定は、次のとおりとする。

(1) 各評定者が、審査項目の細別ごとに加減点を算出し、その合計を標準点65点に加えたものを評定者の評定点とする。

(2) 当該業務の評定点合計は、「法令等の遵守」を除いた各評定者の評定点に、業務成績採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数から、「法令等の遵守」の評点を減じた点数とし、少数第一位四捨五入により整数で表示するものとする。

(総合評価のランク)

第7 業務成績評定の総合評価のランクは次のとおりとする。

ランク	評定点の基準値	総合評価の基準
A	80点以上	他の模範となる優秀な業務
B	65点以上 80点未満	標準的な業務
C	55点以上 65点未満	Dランクでないが、今後改善すべき事項がある業務
D	55点未満	改善すべき事項が多い業務(粗雑業務)

附則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う業務について適用する。

附則

1 この基準は、平成21年1月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う業務について適用する。

附則

1 この基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う業務について適用する。

附則

1 この基準は、平成27年7月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う業務について適用する。

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
1 施工体制	施工体制一般		施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である	
		<p>下に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。 いくつか該当すれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e</p> <p>施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。                  下請負業者編成表の作成に不備があり監督職員から文書により改善指示を行った。                  標識類等が適切に掲示されず、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>					
		<p>「評価対象項目」</p> <p>業務規模、状況に応じた人員及び機械配置が行われ、施工に支障をきたさなかった。                  退職金の掛金収納書が契約後1ヶ月以内及び業務完成時に提出された。中小企業退職金共済制度等加入の場合は加入証明書の写しが提出された。                  事業現場の施工体制が下請負業者編成表と一致していた。また、不適切な施工分担がないことが確認できた。                  提出書類の整理方法に工夫が見られた。                  法令その他で定められた、又は監督員に指示された標識類が現場の見やすい場所に掲示されていた。                  その他 (理由: )</p> <p>次の事項に該当する事項がある場合は評価対象項目とすること。                  緊急指示等に対する対処が速やかであった。</p>					
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     該当項目が80%以上 .....b                      該当項目が60%以上～80%未満 ..... c                      該当項目が60%未満 .....d                      削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする                 </td> </tr> </table>					該当項目が80%以上 .....b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 .....d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする
該当項目が80%以上 .....b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 .....d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする							
評価値	( )	評価項目数 / ( )	評価対象項目数 =	評価値 ( )	評 価		

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
1 施工体制	配置技術者	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である	
<p>下記に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。                  現場代理人、主任技術者(下請負業者を含む)等の配置が不備で、監督員から文書による改善指示を行った。 該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e</p>							
<p>「評価対象項目」                  現場代理人は、業務現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者であった。                  主任技術者は、森林整備業務の職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者であった。                  契約図書に定める通知、協議等が書面で適切な内容及び時期に行われた。                  作業内容に応じた有資格者が配置されていた。                  監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期が適切に行われた。                  施工体制、施工状況を把握していた。                  契約書、設計図書、関係指針等をよく理解し、現場に反映し業務を行った。                  技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。                  その他 (理由: )</p>							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>                     該当項目が90%以上 ..... a                      該当項目が80%以上～90%未満 ..... b                      該当項目が60%以上～80%未満 ..... c                      該当項目が60%未満 ..... d                      削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする                 </td> </tr> </table>							該当項目が90%以上 ..... a 該当項目が80%以上～90%未満 ..... b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 ..... d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする
該当項目が90%以上 ..... a 該当項目が80%以上～90%未満 ..... b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 ..... d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする							
評価値	( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( % )					評 価	

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の にレマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	施工管理		施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		<p>下記に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。                  施工計画書が業務着手前に提出されていない。                  設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。                  定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。                  契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>1項目でも該当があれば.....d                  2項目該当又は改善指示が期限内に不履行の場合..... e</p>				
		<p>「評価対象項目」</p> <p>契約書第18条第1項第1号から5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実があった場合、その事実が確認出来る資料を書面に                  より提出し、監督職員の確認を受けて施工を行った。                  施工計画書が施工(変更を含む)に先立ち提出された。                  施工計画書の記載内容は、設計図書の内容及び現場条件を適切に反映したものであった。                  施工計画書の記載内容(作業手順書等)と現場施工方法が一致していた。                  業務記録の整備が的確になされている。                  その他 (理由: )</p> <p>次の事項のうち該当する事項がある場合は評価対象項目とすること。</p> <p>(1)検査(確認)対象材料がある場合                  設計図書に規定された検査(確認)対象材料の使用にあたり、検査(確認)願が適切な内容及び時期に行われた。</p> <p>(2)仕様書で規定された段階確認がある場合                  森林整備業務仕様書に規定された段階確認の実施にあたり、業務打合簿が適切な時期に提出された。</p> <p>(3) (2)以外で監督員が指定した立会・確認がある場合                  段階確認のほか、監督員の立会・確認が必要とした業務の施工段階において、立会確認の手続きが事前になされた。</p> <p>(4)工作物撤去がある場合                  設計図書に示された方法による処分が適切に行われた。</p>				
		<p>評価値 ( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( %)</p>				
		<p>該当項目が80%以上 .....b                  該当項目が60%以上～80%未満 ..... c                  該当項目が60%未満 .....d                  削除後の評価対象項目が2項目以下の場合にはc評価とする</p>				
		<p>評 価</p>				

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の にレマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		下記に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 請負者の責により工期内に業務を完成させなかった。(ただし、改善指示による場合を除く)				該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e 該当があれば.....e
		「評価対象項目」 計画工程に基づき、適正な工程管理がなされた。 業務履行報告書等により、業務の進捗状況を定期的に監督員に報告した。 休日の確保を行っている。 その他（理由: _____）				該当項目が90%以上 .....a 該当項目が80%以上～90%未満 ..... b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 .....d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする
		次の事項のうち該当する事項がある場合は評価対象項目とすること。 現場の状況変化への対応が迅速に行われ、工期に大きな影響を与えなかった。 作業時間の変更、夜間や休日等に施工を行う際は、事前に監督員と協議し承諾を得た。 林道工事等の各種制約があるにも関わらず工期内で完成した。 別契約の関連業務との工程調整を行い、現場作業の円滑な進捗に努めた。				
評価値	( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( % )					評価
安全対策	安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		下記に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 安全対策が不十分のため、監督員が改善指示を行った。 安全対策の不備により重大な災害等が発生させた。				該当があれば.....d 該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e 該当があれば.....e
		「評価対象項目」 業務の内容と規模に応じた安全教育・訓練等を4時間/月以上したことが記録により確認できた。 作業員の安全な移動や作業に支障がないよう、現場内における使用機材や資材の保管及び整理整頓が適切であった。 機械使用の際、安全帯の使用や器具の取付に配慮がなされた。 現場作業員の安全教育、技術向上講習会等に対する取組みが見られた。 振動機械の使用による切創事故、振動障害防止への取組みが見られた。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映されていることが、記録により確認できた。 その他（理由: _____）				該当項目が90%以上 .....a 該当項目が80%以上～90%未満 ..... b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 .....d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする
		次の事項のうち該当する事項がある場合は評価対象項目とすること。 過積載防止に努めていることが現場又は資材搬入資料(伝票類)等により確認できた。 重機・集材機等の操作に際して、誘導員配置や重機等と人の行動範囲の分離措置がなされた。 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。 業務現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されていた。 危険物等の保管に関し関係法令を遵守した。				
評価値	( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( % )					評価

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		<p>下記に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。</p> <p>請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。</p> <p>関連法令に違反するおそれがあったため、監督職員が改善指示を行った。</p> <p>関連業務との調整が不十分なため、監督職員が改善指示を行った。</p> <p>関連業務との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連業務を含む業務全体の進捗に支障が生じた。</p>		<p>該当があれば.....d</p> <p>該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e</p> <p>該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e</p> <p>該当があれば.....e</p>		
		<p>「評価対象項目」</p> <p>対外関係において指摘事項、トラブル等がなかった。又は、指摘事項等に対して速やかに改善された。</p> <p>業務施工にあたり、関係官公庁その他の関係機関と折衝及び調整を適切に行い、トラブルの発生がなかった。</p> <p>苦情に対して誠意をもってその解決にあたり、苦情処理の経過が滞りなく監督員に報告された。</p> <p>地域住民・登山者、その他関係者との間にトラブルが生じないよう努め、必要に応じて広報等を行った。</p> <p>登山者等の通行に配慮する安全対策が取られた。</p> <p>通勤用車両が周囲の通行等の支障にならないよう駐車され駐車目的が表示されていた。</p> <p>その他 (理由: )</p>		<p>該当項目が90%以上 .....a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満 ..... b</p> <p>該当項目が60%以上～80%未満 ..... c</p> <p>該当項目が60%未満 .....d</p> <p>削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする</p>		
		<p>次の事項のうち該当する事項がある場合は評価対象項目とすること。</p> <p>県民の目に触れる現場での業務目的及び内容の周知が行われた。</p> <p>施工条件明示書等で取り決められた作業時間、作業条件等の制約を厳守した。</p>				
評価値	( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( %)					評 価

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	出来形 (*品質管理含む)	出来形・品質管理が適切であった	出来形・品質管理がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	出来形・品質管理がやや不備である	出来形・品質管理が不備である	
		下記に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。 施工等が不適切で、出来形や品質に関して要求水準を満たさない恐れがあったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 * 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあったため、次の措置を行った。 監督職員が文書で改善指示を行った。 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。				該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e  該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e  該当があれば.....e	
		「評価対象項目」 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも施工管理基準・仕様書の規定を満足していた。 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、出来形が容易に確認できた。 出来形測定において、現場管理に工夫がなされ、現地確認が容易にできた。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で容易に確認できた。 出来高数量の算出根拠が整理されており容易に確認できた。 写真管理基準に定められた写真が整理されて、提出された。 材料の品質等の管理が適切に行われ、関係する書類(産地証明、品質規格証明、品質検査結果等)が適切にまとめられている。 その他 (理由: )				該当項目が90%以上 .....a 該当項目が80%以上～90%未満 ..... b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 .....d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする	
		次の事項のうち該当する事項がある場合は評価対象項目とすること。 施工管理基準に掲載されていない工種について、自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 品質試験は、測定頻度・測定項目とも品質管理基準に規定された必要数実施されていた。 品質試験の結果が適切にまとめられており、品質が容易に確認できた。 調査を要する材料(コンクリート・アスファルト・塗料等)の配合計画書等が事前に監督員へ提出された。					
		評価値	( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( % )				評 価



業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の該当する評価段階の にレマークを記入し、当該点数を点数欄に記入する。  
 具体的事由は評価内容が不明確な場合等に必要に応じて記入する。

(監督員)

審査項目	細 別	区 分	評価段階	技術力の発揮キーワード	点数	左記チェック項目の具体的事由等
4 技術力	技術力の発揮  キーワード評価	森林整備業務 固有の難しさへの対応	a b c	1 適正な施工区域の管理 2 間伐（本数調整伐、受光伐）木の選木の適切さ 3 伐木技術の習熟度 4 枝打ち（枝落し）技術の習熟度 5 簡易工作物の設置目的の理解と施工の適切さ 6 森林作業道（作業路）や径路の施工の適切さ 7 作業に適した機械工具の選択やGPS等の機器類の積極的な活用 8 造材・集材技術の習熟度 9 素材の適切な取扱い・選別・管理 10 安全確保のための必要最低限の刈払いに配慮した間伐（本数調整伐・受光伐）の施工		
		厳しい自然・ 地形条件への対応		11 湧水や小溪流の影響（地盤掘削時） 12 特に急峻な地形、ガレ場での作業 13 作業用歩道・作業スペース等の制約 14 施工中の雨・降雪・積雪・風・気温等の影響 15 鳥獣害への対応や施工地周辺の野生動植物への配慮 16 林地保全に対する配慮		
		厳しい周辺環境等、 社会条件への対応		17 周辺住民等に対する騒音・振動・粉塵等の配慮 18 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 19 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業（資材搬入や木材搬出）		
		施工現場での対応		20 災害等での臨機の処置 21 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応		
		その他		22 その他		
		評 点 計 :				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「技術力の発揮」は加点評価とし、他の審査項目で評価されなかった請負者の優れた技術力等を評価する。</li> <li>・ 評価は監督員が行うが、担当課長に意見を求めた上で行うものとする。</li> <li>・ 各項目の点数は、a=3, b=2, c=1 とし、評点の計は最大15点とする。</li> <li>・ 段階評価の基準： a評価:(極めて優秀である) 自主的に、他の模範となるような、極めて優秀な仕事・対応を行った。                      b評価:(優秀である) 自主的に、優秀な仕事・対応を行った。                      c評価:(良好である) 自主的に、良好な仕事・対応を行った。</li> <li>・ 「創意工夫と熱意・努力」で評価した内容は、本評価の対象としない。</li> </ul>						

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入し、その具体的事由等を右欄に記入する。

(監督員)

審査項目	細 別	技術力の発揮キーワード		左記チェック項目の具体的事由等
5 創意工夫	創意工夫と 熱意・努力  キーワード評価	施工体制全般	1 提出書類の整理方法等 2 地域住民や登山者その他関係者への対応等(困難を克服し、苦情処理や広報活動等に積極的な取組みを行った。) 3 現場作業員の技術向上に関する研修、講習会等の積極的な開催 4 現地調査方法の工夫	
		品質管理	5 独自の管理基準を設定する等品質向上への積極的な取り組み 6 品質記録方法の工夫 7 業務記録写真の撮影方法・編集方法の工夫	
		安全衛生管理	8 安全仮設整備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手すり、足場等) 9 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、ミーティング等に関する工夫 10 現場事務所、作業員休憩所等の施設及び設備等の工夫 11 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 12 環境保全に関する工夫	
		施工管理	13 施工計画書の工夫 14 測量・位置出しにおける工夫 15 土工や簡易工作物の設置等の施工に関する工夫 16 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 17 運搬車両・施工機械等の工夫・努力	
		出来ばえ	18 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫 19 CAD、施工管理ソフト等の活用	
		その他	20 その他(内容 : )	
		評 点 : ( 項目 ) 点		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「創意工夫と熱意・努力」は加点評価とし、他の審査項目で評価されなかった請負者の優れた創意工夫等を評価する。</li> <li>・ 評価は監督員が行うが、担当課長に意見を求めた上で行うものとする。</li> <li>・ 加点計は最大8点とする。</li> <li>・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上とすることができる。</li> <li>・ 「技術力の発揮」で評価した内容は、本評価の対象としない。</li> </ul>				

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。

(担当課長等)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2 施工状況	工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	
		下に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 請負者の責により工期内に業務を完成させなかった。				該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e 該当があれば.....e	
	「評価対象項目」 施工条件変更又は地元・地権者との調整等による工期的な制約がある中で契約工期内に業務を完成させた。 関連する他の業務等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避し、契約工期内に業務を完成させた。 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。				該当項目が2項目以上 .....a 該当項目が1項目 .....b 該当項目なし .....c		
	評価値	評価項目数 ( ) 項目				評 価	
6 社会性等	地域への貢献等	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である	
		下に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 安全対策が不十分なため、監督員が改善指示を行った。 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。				該当があれば.....d 該当があれば.....d、さらに期限内に不履行の場合.....e 該当があれば.....e	
	「評価対象項目」 安全衛生管理体制を確立し、効果的な社内パトロールを実施するなど、森林労働災害の未然防止に組織的に取り組んでいる。 臨機の措置が適切であり、自然災害等による損害を未然に防止した。 KY活動、安全巡視、作業前打合せの実施について、記録が整理されている。 リスクアセスメントまたは、これに準じる取り組みがされている。 特殊健康診断の受診に取り組んでいる。 高性能林業機械の導入など安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。				該当項目が3項目以上 .....a 該当項目が2項目 .....b 該当項目が1項目以下 .....c		
	評価値	評価項目数 ( ) 項目				評 価	
6 社会性等	地域への貢献等	a		b		c	
		地域への貢献が非常に優れている		地域への貢献がやや優れている		他の事項に該当しない場合	
		現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に現場と周辺地域との調和を図った。 現場周辺の登山道のゴミ拾いや補修、林道の草刈りや側溝清掃などをボランティアで行い、 環境美化や林業の共同利用施設の維持管理に貢献した。 周辺地域の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 災害時に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 その他 (理由: ) 「地域への貢献等」は加点評価とし、当該業務の施工に伴う地域社会や周辺住民等に対する配慮等について評価する。(当該業務現場での取組みを対象とする) 同一の業務現場において、複数の請負人が共同で実施した場合には、各請負人に適用することができる。				該当項目が2項目以上 .....a 該当項目が1項目 .....b 該当項目なし .....c	
評価値	評価項目数 ( ) 項目				評 価		

業務成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。

(担当課長等)

考査項目	法令遵守等の当該項目一覧表																	
8 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措置内容</th> <th style="text-align: center;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指名停止 3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> </tr> <tr> <td>指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> </tr> <tr> <td>指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> </tr> <tr> <td>指名停止 2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> </tr> <tr> <td>文書注意</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> </tr> <tr> <td>口頭注意</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> </tr> <tr> <td>業務関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	指名停止 3ヶ月以上	- 20点	指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	指名停止 2週間以上1ヶ月未満	- 10点	文書注意	- 8点	口頭注意	- 5点	業務関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	- 3点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">項目該当なし</div>
措置内容	点数																	
指名停止 3ヶ月以上	- 20点																	
指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																	
指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																	
指名停止 2週間以上1ヶ月未満	- 10点																	
文書注意	- 8点																	
口頭注意	- 5点																	
業務関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	- 3点																	
<p>本評価項目(8法令遵守等)で評価する事例は、「業務の施工にあたり、業務関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。  「業務の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(業務名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。  「業務関係者」とは、を履行する業務現場に従事する現場代理人、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承諾を行った。</li> <li>3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</li> <li>4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5 当該業務関係者が増収賄等により逮捕又は公訴された。</li> <li>6 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>7 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>8 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>9 下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する下請代金に支払い期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為があった。</li> <li>10 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。</li> <li>11 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>12 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>13 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</li> <li>14 その他 (理由: )</li> </ol>																		

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(技術検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2 施工状況	施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
		<p>下記に該当した場合「評価対象項目」による評価は実施しない。                      設計図書と適合しない箇所があり、検査員から文書による手直し指示を行った。                      契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。</p>				1項目でも該当があれば.....d 2項目該当又は改善指示が期限内に不履行の場合..... e	
		<p>「評価対象項目」</p> <p>施工計画書が業務着手前に提出され所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。                      計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該業務着手前に変更計画書を提出している。                      施工計画書と現場の施工方法が一致している。                      業務全般にわたり関係書類及び資料が整理されている。                      業務使用材料の資料及び確認がなされ、管理されている。                      記録写真が整理され、各工種の施工過程が確認できる。                      立会確認の手続きが事前になされている。                      業務施工記録の整備が適時、的確になされている。                      下請負業者編成表が整備されている。                      施工体制における作業分担と責任の範囲が整備されている。                      品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。                      その他 (理由: )</p>					
		<p>該当項目が90%以上 ..... a                      該当項目が80%以上～90%未満 ..... b                      該当項目が60%以上～80%未満 ..... c                      該当項目が60%未満 ..... d                      削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする</p>					
		評価値	( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( % )				評 価

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。

(技術検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び 出来ばえ	出来形	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがある。		
		「評価対象項目」 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 出来形測定の不可視部分は、業務記録写真により確認できる。 自社の管理基準を設定し、管理を行っている。 写真管理基準に定められた写真管理を行っている。 出来形管理図及び出来形管理表に工夫がみられた。 その他 (理由: )			監督職員が文書で改善指示を行い、改善された。  検査員が口頭で手直し指示を行った。  上記該当あれば……d	検査員が文書で手直し指示を行った。  上記該当あれば……e	
		出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 出来形管理とは、「森林整備施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。					
		評価値					評 価

業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(技術検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品 質	<p>「評価対象項目」 * 評価対象となる工種を選択する。</p> <p>【地拵え関係】 施業の実施範囲は、設計図書で指定した、又は監督員の指示した区域からの逸脱及び遺漏がない。木竹、雑草等は、根際から適切に刈り払われている。地拵えの際に、刈払い物の集積・固定が設計図書の規定どおりとなっている。</p> <p>【植栽関係(支柱・施肥を含む)】 施業の実施範囲は、設計図書で指定した、又は監督員の指示した区域からの逸脱及び遺漏がない。余剰枝の剪定、整形その他の必要な手入れが行われている。苗木の仮植及び活着管理が適切に行なわれている。雨天時に植栽を行わない等、植栽時期が適切である。縦列・横列の規格値を満たし、かつ均等に植えつけられている(露岩・根株等がある場合を除く)。混植の際の樹種の配置が適正である。植え穴の掘り方、植栽木の植え込み、根元の踏み固め等が適切である。植え穴に根茎、石礫、落ち葉等が混入していないことが確認できる。支柱の材料及び取付け方法は設計図書の規定どおりとなっており、適切に施工されている。肥料が直接樹木の根にふれないように均一に施肥されている。</p> <p>【下刈・つる切・除伐・防火線刈払い関係(薬剤使用を含む)】 施業の実施範囲は、設計図書で指定した、又は監督員の指示した区域からの逸脱及び遺漏がない。刈払い・つる切り・除伐が規定の高さで適切に行われている。刈払いの際、誤伐がなく施工されている。刈払いがムラなく施工されている。つる類の除去が適切に行われている。薬剤が直接樹木にふれないように均一に散布されている。</p> <p>【枝打・枝落し関係】 施業の実施範囲は、設計図書で指定した、又は監督員の指示した区域からの逸脱及び遺漏がない。樹幹部と枝との切断にあたり、樹幹の損傷がない。樹幹部と枝との切断面が平滑である。枝の切断位置が設計図書どおり適切に行われている。枝落しをすべき木の選木が適切である。</p> <p>【間伐・本数調整伐・伐木関係】 施業の実施範囲は、設計図書で指定した、又は監督員の指示した区域からの逸脱及び遺漏がない。伐採木の選木は、設計図書又は監督員の指示どおり適切に行われている。広葉樹の選木にあたり、樹種、根張り、斜面に対する安定度等による配慮が見られる。広葉樹の選木にあたり、残存木の配置を考慮したものとなっている。伐採にあたって、受口が設けられていることが確認できる。伐採高が適切である。掛かり木がない、又は適切に処理されている。</p>			<p>検査員が口頭で手直し指示を行った。</p> <p>上記該当あれば……d</p>	<p>検査員が文書で手直し指示を行った。</p> <p>上記該当あれば……e</p>

	<p>【造材・集材・極積関係】  枝払いの切断面が平滑で、素材の損傷がない。  素材の木口面が引き違いなく、かつ中心線に対し直角に切断されている。  集材・極積において、素材の損傷、汚れが見受けられない。  集材・極積において、材の選別・仕分けが適切である。  極積の積み方、配置(間隔)が適切である。</p> <p>【植生保護柵(防鹿柵・防兎柵)等関係】  支持線の設置が現地の状況に応じて適切に施工されている。  亀甲金網が地中に十分埋設されている。  金網と地山との間が隙間なく設置されている。  金網の端部や継ぎ足し部分の処理が丁寧である。  金網、鉄線が適切に結束され緊張されている。  保護柵の扉又は柵越はしごの取り付け位置が、現地の状況に応じて工夫されている。  単木保護のための二次製品の取り付けが設計図書の規定どおりとなっている。</p> <p>【簡易構造物等関係】  材料は設計図書の規定どおりとなっている。  現採の材料の選択が設計図書の規定どおりとなっている。  結束・緊結・張付け等の仕上げが規定どおりとなっている。  筋工・柵工等は等高線上に、かご工等は水平に施工されている。  筋工・柵工等の裏込土、かご工等の中詰石等は適切に施工されている。  筋工・柵工等の端部の処理が適切である。  構造物の杭は、設計どおりの深さで堅固に土中に打ち込まれている。  階段切付の施工が適切である。</p> <p>【作業歩道(径路)新設・補修関係】  路面が凹凸でなく、歩行しやすく施工されている。  歩行者がスムーズに通行できるよう、傾斜並びに線形が配慮されている。  現場の地形に応じて階段等が施工され、歩行しやすくなっている。  雑草木の刈払いが設計図書の規定どおりとなっている。</p> <p>【森林作業道(作業路)新設・補修関係】  林業機械がスムーズに走行できるよう、勾配並びに線形が配慮されている。  伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。  段切段盛を設計図書に基づき行っていることが確認できる。  締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。  構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。  切土、盛土について規定された勾配、高さが確保されている。  法面に有害な亀裂が無い。  切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。  雨水による崩壊が起らないように、設計図書に基づき排水対策を実施していることが確認できる。</p>		
	<p>評価値 ( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( % )</p>		<p>評 価</p>



業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(記入方法) 該当する項目の にレマークを記入する。なお、「評価対象項目」のうち当該業務で評価対象外の項目は削除すること。

(技術検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い		
		<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>林地保全、植生保全、動物等の生活環境の保全など、自然環境保全への配慮がうかがわれる。業務撤収に際し、休憩所、看板類、使用機械、道具類、土場等の片付け・後処理等が適切であり、また、余った使用材料、端材、ゴミなどが散乱していない。</p> <p>【造林・保育・搬出関係(地拵え、植栽、除間伐(本数調整伐)、枝打、伐木、集運材、桎積等)】</p> <p>植栽木、残存木、保存木等に損傷がない。また、それらに損傷を与えるものは除かれている。刈払い物、落とした枝、暴れ枝等の処理・整理が適切に行われている。</p> <p>伐倒木、林地残材等の処理・整理が適切に行われている。</p> <p>全体的に仕事が丁寧で美観が良い。</p> <p>【工作物等の設置・補修関係(植生保護柵、木製構造物、その他の簡易構造物、森林作業道(作業路)、作業歩道(径路)等)】</p> <p>工作物と地山等との取付け、すり合わせがよい。</p> <p>工作物の通りや、関係工作物との取り合いがよい。</p> <p>流水処理や排水処理等に関して工夫や配慮がなされている。</p> <p>全体的に仕事が丁寧で美観が良い。</p>					
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>                     該当項目が90%以上 ..... a                      該当項目が80%以上～90%未満 ..... b                      該当項目が60%以上～80%未満 ..... c                      該当項目が60%未満 ..... d                      削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする                 </td> </tr> </table>				該当項目が90%以上 ..... a 該当項目が80%以上～90%未満 ..... b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 ..... d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする	
該当項目が90%以上 ..... a 該当項目が80%以上～90%未満 ..... b 該当項目が60%以上～80%未満 ..... c 該当項目が60%未満 ..... d 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする							
		評価値	( ) 評価項目数 / ( ) 評価対象項目数 = 評価値 ( % )			評 価	